

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月文部科学大臣決定)、福岡大学研究倫理規程第12条第2項及び福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程第10条第2項に基づき、福岡大学(以下「本学」という。))における公的研究費の不正使用に関する通報制度について定め、公的研究費の不正使用が生じ、又は生じようとしている場合において、通報者を保護するとともに、不正使用の早期発見と是正を図り、職員等の健全な研究環境を形成することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、国又は府省が所管する独立行政法人等の公的機関が配分又は措置する公募型の競争的資金について適用する。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、国又は府省が所管する独立行政法人等の公的機関(以下「配分機関」という。))から配分又は措置される公募型の競争的資金として、研究機関又は研究代表者若しくは研究分担者(以下「研究者」という。))に交付される直接経費及び間接経費をいう。
- (2) 「不正使用」とは、公的研究費の故意若しくは重大な過失による他の用途への使用又は交付の決定の内容やこれに付した条件に違反して使用することをいう。
- (3) 「部局」とは、本学の学部、研究科、病院及び学校法人福岡大学運営規則第10条に定める教育研究組織をいう。
- (4) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 本学の職員
 - イ 本学の施設又は設備を使用して研究活動等を行う者(学生を含む。))その他当該研究活動等に関わる全ての者
- (5) 「通報者」とは、職員等のほか、本学において公的研究費の取扱いに関係する者(学外者を含む。))で、不正使用通報を行うものをいう。
- (6) 「被通報者」とは、不正使用通報の対象となった職員等をいう。

(最高管理責任者等)

第4条 本学に、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。
- 3 各部局における公的研究費の運営及び管理について統括する責任及び権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

(秘密保護義務)

第5条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏えいした場合は、通報者及び被通報者の了解を

得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者及び関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者及び関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第6条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 職員等は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程その他の学内規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報(被通報者を陥れるため、被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。以下同じ。)であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、異動、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第7条 職員等は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱い、誹謗中傷等を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱い、誹謗中傷等を行った者がいた場合は、学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程その他の学内規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の部分的又は全面的な禁止、解雇、異動、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

第2章 通報体制

(通報受付窓口の設置)

第8条 不正使用の通報受付窓口を内部監査室に設置する。

- 2 内部監査室は、通報を受け付けるにあたり、通報者の保護を図るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(通報の方法)

第9条 通報は、電子メール、書面、電話又は面談によって行うことができる。

- 2 通報は、原則として、実名により、不正使用を行ったとする研究者又は研究者グループ、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な理由が示されていなければならない。

(通報者の義務)

第10条 通報者は、悪意に基づく通報を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(通報の受付)

第11条 通報は、第9条第1項の方法による通報を受けた日によらず、通報受付窓口が不正使用通報を確認した日をもって受付日とする。

- 2 通報を受け付けた内部監査室長は、通報された内容を速やかに最高管理責任者に報告する。
- 3 内部監査室長は、書面による通報など、通報受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合、通報者(匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は、実名による通報者として取り扱う。)に対し、通報を受け付けたことを通知しなければならない。

4 各研究分野の学協会や報道、会計検査院等の外部機関からの指摘、公的研究費内部監査等の各種監査又はインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合は、通報があった場合に準じて取り扱うものとする。ただし、インターネットによる指摘は、原則として、第9条第2項に規定する事項が示されている場合に限り、この項本文の規定を適用するものとする。

5 前項の取扱いにおいて、通報者は最高管理責任者とし、受付日は最高管理責任者からの通報を通報受付窓口が受けた日とする。

(受理の判断)

第12条 前条第2項の報告を受けた最高管理責任者は、通報された内容を企画運営会議に報告し、第9条第2項への該当性をもって、受理又は不受理を決定する。この場合において、最高管理責任者は、決定結果を通報者に速やかに通知しなければならない。

2 前項前段において、匿名による通報であっても、通報の内容に相当の信用性があると思われる場合又は最高管理責任者が必要と認める場合は、受理することができる。

3 第1項の定めにかかわらず、通報の内容に相当の信用性があると思われる場合又は最高管理責任者が必要と認める場合は、企画運営会議を経ることなく受理することができる。ただし、事後速やかに報告するものとする。

第3章 調査

(予備調査の実施)

第13条 最高管理責任者は、内部監査室長から不正使用に関する通報を受け付けた報告があった場合、又は通報が無くとも、相当に信頼性のある情報に基づき不正があると疑われる場合において、内容の合理性を確認するため、企画運営会議を経ることなく、速やかに予備調査委員会を設置し、予備調査を実施しなければならない。ただし、事後速やかに企画運営会議に報告するものとする。

2 予備調査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が指名する教育職員 若干人

(3) 内部監査室長

(4) その他最高管理責任者が必要と認める職員等 若干人

3 予備調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 予備調査委員会は、第1項の規定により内容の合理性及び本調査の要否を確認する。この場合において、研究推進部等に必要な書類等の提出を求め、又は対象者及び関係者から聞き取りを行うことができる。

5 予備調査委員会は、不正使用の証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。

6 最高管理責任者は、予備調査の結果、公的研究費に係る不正使用の可能性が認められなかったときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合において、通報者又は配分機関の求めがあった場合に開示することができるよう、調査に係る資料等を保存するものとする。

(本調査の決定等)

第14条 予備調査委員会は、予備調査が終了したときは、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、予備調査の結果を企画運営会議に報告した上で、予備調査結果を踏まえ、本調査の要否を判断するとともに、通報の受付日から起算して30日以内に、当該事案に係る研究費の配分機関に対し本調査の要否を報告する。

3 最高管理責任者は、予備調査の結果、不正使用はなく、追加又は確認の調査が必要でないという理由等で本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合において、配分機関等又は関係府省や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第15条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

- 2 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等について配分機関に報告し、協議しなければならない。
- 3 調査委員会の全ての委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、半数以上の委員は、本学と直接の利害関係を有しない学外の有識者でなければならない。
- 4 調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が指名するコンプライアンス推進責任者 若干人
 - (3) 研究推進部長
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める学外の有識者(弁護士、公認会計士等を含む。) 3人以上
- 5 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(本調査の通知)

第16条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに通報者及び被通報者にその旨を通知し、調査への協力を求める。この場合において、調査委員会委員の氏名及び所属を併せて通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第17条 調査委員会は、設置後速やかに本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報において指摘された公的研究費に係る資料の精査、関係者からの聞き取り等の方法により、本調査を行うものとする。
- 3 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- 4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第18条 本調査の対象は、通報された当該事案に係る公的研究費のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の公的研究費も含めることができる。

(証拠の保全)

第19条 調査委員会は、本調査を実施するにあたり、通報された事案に係る公的研究費の経費執行状況に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報された事案に係る公的研究費の経費執行が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る公的研究費に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第20条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る不正使用の事実が一部でも確認された場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。この場合において、最高管理責任者は、企画運営会議に報告の上、不正使用の事実を認定し、中間報告書を配分機関及び関係府省に提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、配分機関の求めがある場合は、本調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関及び関係府省に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、調査に支障があるなど、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

第4章 不正使用の認定

(認定の手続)

第21条 調査委員会は、通報の受付日から起算して210日以内に調査した内容をまとめ、不正使用が行われたか否か、不正使用と認定された場合はその内容及び悪質性、不正使用に関与した者とその関与の度合、公的研究費の不正使用の相当額、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、210日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第22条 調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正使用を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明その他の証拠によって、不正使用であるとの疑いを覆すことができないときは、不正使用と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する公的研究費の執行に係る帳票類及び関係書類、機器備品等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

第5章 調査結果

(調査結果の通知及び報告)

第23条 最高管理責任者は、速やかに調査結果(認定を含む。)を企画運営会議へ報告し、通報者、被通報者及び被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関等及び関係府省に報告するものとする。ただし、不正使用に該当する場合は、最高管理責任者は、受付日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を企画運営会議に報告の上、当該配分機関に提出しなければならない。この場合において、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第24条 不正使用が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、前項本文の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

- 4 最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 前項に定める新たな調査委員は、第15条第3項及び第4項に準じて指名する。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告する。
- 7 前項において報告を受けた最高管理責任者は、企画運営会議へ報告し、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 8 調査委員会は、不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 9 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、企画運営会議へ報告し、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 10 最高管理責任者は、第1項に基づき被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、第2項に基づき通報者から不服申立てがあったときは、被通報者に対して通知するものとする。併せて、その事案に係る配分機関等及び関係府省にも報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第25条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合は、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が考える資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合は、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、手続の打ち切りを通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の規定により報告を受けた内容について、企画運営会議への報告を経て、通報者、被通報者(被通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該機関を含む。)及び被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係府省に報告する。

- 5 通報が悪意に基づくものと認定された通報者による不服申立てについては、調査委員会は原則30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 6 前項の場合において、最高管理責任者は、同項の規定により報告を受けた再調査の結果について、企画運営会議への報告を経て、速やかに通報者(通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該機関を含む。)及び被通報者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係府省に報告する。

(調査結果の公表)

第26条 最高管理責任者は、不正使用が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、合理的な理由がある場合は、当該不正使用に関与した者の氏名・所属を

公表しないことができる。

(本調査中における一時的措置)

第27条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された公的研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、配分機関等又は関係府省から、被通報者の該当する公的研究費の支出停止等を命じられた場合は、それに応じた措置を講ずるものとする。

(研究費の使用中止)

第28条 最高管理責任者は、不正使用に関与したと認定された者、公的研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに公的研究費の使用中止を命ずるものとする。

(措置の解除等)

第29条 最高管理責任者は、不正使用が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった公的研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

2 最高管理責任者は、不正使用を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第30条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正使用が行われたものと認定された場合は、当該不正使用に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、第10条第2項及び前項の処分が課されたときは、該当する配分機関等及び関係府省に対して、その処分の内容等を報告する。

3 最高管理責任者は、不正使用が公的研究費の私的流用等の悪質性が高いと認定された場合は、刑事告発や民事訴訟など、必要な措置を講じることができる。

第6章 是正措置等

(是正措置等)

第31条 本調査の結果、不正使用が行われたものと認定された場合は、最高管理責任者は、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとらなければならない。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者に対し、具体的な是正措置等を命ずるものとする。この場合において、不正使用の調査結果は、再発防止の観点から処分及び是正措置等も含めて、職員等に周知するものとする。

3 統括管理責任者は、不正使用に関与した者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者に対し、具体的な是正措置等の指示を行い、再発防止を徹底するものとする。

4 最高管理責任者は、前3項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関等及び関係府省に対して報告するものとする。

第7章 雑則

(委員会等)

第32条 複数の不正使用に関する通報が、同一の職員等に関わる場合は、一の予備調査委員会及び調査委員会において、当該複数の通報に係る調査を行うことができる。再調査を行う場合も同様とする。

(庶務)

第33条 この規程に関する庶務は、研究推進課が処理する。

(準用)

第34条 この規程の定めは、公的研究費以外の研究費にも準用する。

(補則)

第35条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用防止に関し必要な事項は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)のほか、関係規程に基づいて処理することができる。

附 則

この規程は、令和7年2月25日から施行する。